

山梨県公報

第二千四百三十九号

平成二十六年
八月十一日

月 曜 日

目次

○県営土地改良事業の完了……………四八七

○道路の供用開始(二件)……………四八七

○建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(七件)……………四八七

告示

山梨県告示第二千三百三十三号

県営土地改良事業(増穂西部地区地域環境整備事業)の工事は、平成二十六年七月十八日をもって完了した。

平成二十六年八月十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第二千三百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年九月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	一四〇号	甲府市白井町字元河原笛吹川右岸堤防敷地先から 甲府市白井町字元河原笛吹川左	二八〇・〇	平成二十六年八月十一日

岸堤防敷地先まで

山梨県告示第二千三百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年九月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	藤袋石和線	笛吹市境川町石橋字仲の坪七九七番の一地先から 笛吹市境川町石橋字飛驒鎌田川右岸堤防敷地先まで	二二八・五	平成二十六年八月十一日

公告

●建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年八月十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年七月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社西川工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市西八幡三千五百三十七番地の三
 - 3 代表者の氏名 西川實
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般一三二)第四六七二号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年七月一日付けで四に掲げる建設業を廃止し

た旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十六年八月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年七月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社NTT東日本・山梨
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市青沼一丁目十二番十三号
 - 3 代表者の氏名 笠原英樹
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特―二五）第八四二九号
- 四 処分の内容 電気通信工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年六月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十六年八月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年七月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 朝日設備工業所
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市朝日曾雌千八百八十三番地
 - 3 代表者の氏名 小幡宗一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第六四四九号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年六月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十六年八月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年七月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 ツーテック
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市山寺四百六十七番地二
 - 3 代表者の氏名 土屋征行
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第九三四一号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年六月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十六年八月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年七月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社エムティケイ
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市加賀美二千八百十四番地
 - 3 代表者の氏名 松本良太
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第九三六五号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年七月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十六年八月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年七月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 奥秋建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市大幡千九百六番地
 - 3 代表者の氏名 奥秋幸治
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特―二四）第七一一号
- 四 処分の内容 とび・土工事業、鋼構造物工事業及び塗装工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年六月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年八月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年七月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社伸電工業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市富竹新田千六百十九番地一
 - 3 代表者の氏名 笹本優司
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特―二二）第四八三三号
- 四 処分の内容 管工事業及び機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年七月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番